



本事業は、SDGsの「11 住み続けられるまちづくりを」
「12 つくる責任 つかう責任」に資する取組です。

2023年12月27日（水）

愛知県環境局資源循環推進課
廃棄物監視指導室 監視グループ
担当 光岡、西森
内線 3081、3083
ダイヤル 052-954-6238

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導 (2023年11月)の結果について

愛知県では、産業廃棄物の適正な処理を推進するため、年2回「産業廃棄物の適正処理に係る指導強化月間」（例年6月と11月）を定め、産業廃棄物処理業者及び排出事業者への一斉立入指導やパトロール等を実施しています（2023年10月31日発表済み。）。

本年11月の指導強化月間では、解体工事に伴い排出される廃棄物の不適正処理を防止するため、本年6月に引き続き、処理責任がある解体工事の元請業者（排出事業者）等に対する立入検査を重点的に実施するなど、以下の取組を行いました。

- 1 立入検査や不法投棄パトロール等 422件（表1参照）
 - ・排出事業者に対する立入検査 73件
 - ・建設工事現場等に対する立入検査・パトロール 230件
 - ・産業廃棄物処理業者に対する立入検査 119件
- 2 ドローンを活用した上空からの調査 1か所
- 3 産業廃棄物運搬車両の路上検査 10台

なお、上記の立入検査等422件で判明した不適正な事案25件に対しては、文書による行政指導を行いました。（表2参照）

今後も、事業者等に対する監視・指導を継続し、廃棄物の不適正処理の未然防止に取り組んでいきます。

1 解体工事の元請業者に対する立入検査

解体工事の元請業者に対して立入検査（53件）を実施し、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」に基づく実地確認の規定等の周知を図るとともに、解体工事に伴い排出される廃棄物の処理状況等を確認し、排出事業者責任や法令遵守について指導しました。（表1参照）

2 不適正な事案に対する文書指導

立入検査等で判明した不適正な事案 25 件に対しては、改善勧告等の文書による行政指導を行いました。（表 2 参照）

指導内容は、不適正処理物の撤去などです。

3 ドローンを活用した上空からの調査

地形・障害物等により地上からの確認が困難な場所 1 か所（小牧市内）について、小型無人飛行機（ドローン）を活用した上空からの撮影を、11 月 22 日（水）に実施しました。

今回撮影した画像等により、職員が立ち入ることが困難な場所での産業廃棄物の保管状況や、不適正保管の全体の状況を把握することができました。これらの結果は、今後の指導等に活用していきます。



ドローン調査の様子

4 産業廃棄物運搬車両の路上検査

岐阜県・三重県・名古屋市及び環境省中部地方環境事務所と合同で、11 月 20 日（月）に産業廃棄物の運搬車両等に対する路上検査を、愛知県警察の協力の下、津島市内で実施しました。

検査車両 10 台のうち産業廃棄物収集運搬中の車両は 3 台で、いずれも運搬にあたり備え付けるべき書類の不備がありました。また、1 台に産業廃棄物収集運搬車両の表示の不備があり、1 台に産業廃棄物処理業変更届の提出漏れがありました。確認した違反について、是正を指導しました。



路上検査の様子

なお、地上からの監視が困難な場所の調査や広域的な監視を実施するため、ヘリコプターを用いたスカイパトロールを 12 月 8 日（金）に実施しました。

その結果、新たに廃棄物の不適正処理の疑いのある地点は確認されませんでした。

今回のスカイパトロールによる確認内容は、今後の調査監視・指導に活用していきます。

表1 立入検査等件数と文書指導件数

(単位:件)

	立入検査等 件数	文書指導件数				計	
		行政処分	行政指導				
		改善命令	改善勧告	指示書	指導票		
排出事業者	73 (72)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	8 (12)	9 (12)	
うち元請業者①	26 (35)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (6)	5 (6)	
建設 工事 現場等	建設工事現場	70 (195)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (4)	0 (4)
	うち元請業者②	27 (84)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)
	保管場所・ 不法投棄・ 野焼きパト ロール等	160 (126)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	9 (12)	13 (13)
	小 計	230 (321)	0 (0)	0 (0)	4 (1)	9 (16)	13 (17)
産業 廃棄物 処理 業者	収集運搬業者	49 (46)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	1 (4)
	中間処理業者	67 (50)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (4)	2 (4)
	最終処分業者	3 (7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)
	小 計	119 (103)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (9)	3 (9)
合 計	422 (496)	0 (0)	1 (0)	4 (1)	20 (37)	25 (38)	
うち元請業者 (①+②)	53 (119)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	4 (8)	5 (8)	

(注1) 立入件数、指導件数の()は今年度6月の実績。

(注2) 「改善命令」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律による行政処分に該当する。

「改善勧告、指示書、指導票」は行政指導に該当する。

(注3) 「元請業者」は解体工事の元請業者を示す。

表2 文書による行政指導(25件)の主な内容

指導区分	件数	主な指導内容
改善勧告	1	・不適正処理物の撤去を指導
指示書	4	・不適正処理物の撤去を指導 ・産業廃棄物の処理基準の遵守を指導
指導票	20	・産業廃棄物の処理基準の遵守を指導 ・委託契約書やマニフェスト等の交付・管理状況の指導